

## 遺贈寄附があった場合の課税関係

～その4～

遺贈寄附が行われた場合の課税関係について、今回は最終回です。今回は、法人へ換価して遺贈した場合の課税関係について解説します。

### 1. 普通法人へ換価遺贈

法人は、受贈益に対して法人税が課されますが、相続税の納税義務者に該当しません（法法22②、相法1の3）。

遺贈者は遺贈財産を、相続開始時の時価で法人に譲渡したものとみなされ、被相続人にみなし譲渡所得課税が行われ死亡年の譲渡所得として課税されます（所法59①）が、住民税については課税されません。

この場合、相続人又は包括受遺者が被相続人に代わって準確定申告を行い、納税義務を承継することとされており（通則法5②、通基通9）、法人が負担した譲渡所得税は法人税の計算上損金に算入されます。

なお、相続人又は包括受遺者が複数存在する場合は、法定相続分または包括受遺割合で納税義務を承継することとされています（通則法5②、通基通9）。

一方、受遺者である法人が特定受遺者であれば、準確定申告の納税義務者には該当しません。

なお、同族法人に遺贈したことにより株式等の価額が増加した場合は、遺贈者から他の同族株主に対するみなし贈与の課税関係が生じます（相法9、相基通9-2）。

### 2. 国等又は公益法人へ換価遺贈

国等又は公益法人が、遺贈によって取得した財産で公益を目的とする事業の用に供することが確実な財産の価額は、相続税の課税価格に算入されません（措法70①）。

ただし、その財産を取得した者が、遺贈等により取得した日より2年を経過しても、公益事業の用に供していない場合においては、その財産の価額は遡ってその人の相続税の課税価格の計算に含まれます（措法70②）。

また、個人が法人に財産を寄附したときは、その財産を時価で譲渡したものとみなされて譲渡所得が課税されます（所法59①）が、国や地方公共団体に対して財産を寄附した場合は、特に要件はなく何らの手続きも必要なく、所得税は課されません（措法40①）。

一方、公益法人に対して財産を寄附した場合で、一定の要件に該当することについて国税庁長官の承認を受けた場合は、寄附をした財産が寄附をした日から2年以内にその公益法人の公益を目的とする事業の用に直接使われるなど一定の要件に該当することについて、国税庁長官の承認を受けるための申請書を一定の期間内に提出し、承認を受けた場合には、所得税は課されません（措法40①）。

なお、寄附をした日から2年以内にその公益法人の公益を目的とする事業の用に直接使われなかった場合などにおいては、国税庁長官の承認が取り消され、財産を寄附した者又は財産の寄附を受けた公益法人に所得税がかかります（措法40③）。

### 3. 課税関係のまとめ

遺贈（寄附）があった場合の相続税の課税関係を図表にすると、以下のようになります。

受遺者	遺贈があった場合の課税関係（※）	根拠条文
個人	相続税	相法1の3
普通法人（同族法人）	法人税	法法22②、相法1の3
	株式等の価額が増加した場合、みなし贈与課税	相法9、相基通9-2
普通法人（第三者の法人）	法人税	法法22②、相法1の3
国又は地方公共団体	課税なし	措法70①
公益法人	原則課税なし	措法70①、措法70②
特定一般社団法人等	相続税	相法66の2ほか
任意団体	相続税	相法66①、法法7

（※）上記の図表では、換価遺贈があった場合の譲渡所得税については割愛しています。

また、譲渡所得の基因となる資産を法人へ遺贈した場合、被相続人がその時の時価でその資産を法人に譲渡したものとみなして譲渡所得が課税されます（所法59①）。その納税義務は、相続人及び包括受遺者に承継されます。また、換価遺言によって譲渡所得の基因となる資産を換価した場合にも、譲渡所得税が課税されます。（文責：山本和義）